

【第一章 市民参加と市民協働の総合的評価】

平成 22 年度の市民参加と市民協働に関する総合的評価を行うにあたり、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号。以下、「基本条例」という。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について市長より諮問を受け、調査・検討を行った。

- ①市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- ②市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- ③市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- ④この条例の改正に関する事項

諮問事項③について、市民参加の手続きの方法について 1 件の提案があり、既に審査をして 11 月に答申を行った。市民協働事業についても 1 件の提案があり、審査をして既に 7 月に答申を行った。

諮問事項④については、改めて来年 3 月までに別途答申する予定である。

ここでは、諮問事項①②について、第一章で市民参加と市民協働に関する総合的な評価を行い、第二章では市民参加に関して、第三章では市民協働に関しての評価の詳細を述べる。それらを受け、第四章では今後の市民参加と市民協働の推進における課題を検討し、改善について提案する。

また、昨年 の 答 申 に お い て、

1. 「市民参加の課題」として「審議会等における市民参加の促進」があげられ、無作為抽出方式による市民委員の参加を求めることや審議会等における市民委員の参加推進マニュアルを作成して各部署において活用されることが望まれること。
2. 「市民協働の課題」として「行政と市民団体の対話と相互理解の促進」があげられ、日頃から行政と市民の対話の機会を増やし、相互理解を深めるよう努めてほしいこと。
3. 「市民参加と市民協働に共通の課題①」として「市民に親しみやすい情報発信と広報の重要性」があげられ、各種のマニュアルの見直し、様々な市民が行う市民参加・市民協働の具体的な姿を知ってもらうような広報も重要であること。
4. 「市民参加と市民協働に共通の課題②」として「総合基本計画の実現」があげられ、いろいろな課題が提示された。

そして、「当審議会自らも、評価の方法について再検討すべき時機に来ている」として、「今後は市民の様々な活動の積極的な紹介に繋がるような実施状況の評価方法について検討していくべきと考える。」と総括している。

これらも踏まえながら調査・検討と評価を行った。

○総体的評価

公募市民アンケートや市民協働事業評価アンケートも回を重ねて、年毎に市民、行政の市民参加・市民協働の意識に変化のあることも見えてきている。今後の市民参加と市民協働の取り組みの参考にするべきことも多いと思われる。また、新しい風補助金事業報告会と選考会、市民協働事業提案制度事業成果報告と審査会、参加と協働推進市民フォーラムでは、実際に活動した、あるいは活動しようとしている市民や団体、行政担当課からそれぞれ意見が出され、今後の市民参加と市民協働の活動の参考になることが多かった。

○市民参加について

市民参加に関しては、実施状況調査のうち審議会等への参加について「諮問等事案の公表」が有 47%、無 53%と、有の方が少ないのは気になるところである。前年は有 66%、無 34%だったのと比べてなぜなのか検討を要すると思われる。「審議会等の開催予定の公表」も「公表しなかった」が 29%と前年の 23%より増えている。何が審議され、いつどこで行なわれるのかが知らされないことには市民は参加のしようがない。昨年の答申 3.「市民参加と市民協働に共通の課題①」でも指摘してあったことなので残念な結果である。情報の公表は「広報こまえ」が基本になるが、最近新聞をとっていない世帯が増えている等、行き渡りに心配がある。ホームページを見られる人はまだ少ないし、広報手段について何らかの工夫が必要であろう。ホームページの更新が遅いのも気になるところである。

公募市民委員アンケートでは、審議会等における市民参加に対する評価が全般的に悪化しているのが心配である。答申の内容や自分の意見が取り入れられない点の不満が感じられる。それでも「委員として参加して良かった」というのが前年の 85%には及ばなかったが、82%と高水準を維持したのはせめてもの救いといえようか。市民の参加意識は健在であると思いたい。

○市民協働について

市民協働の実施状況に関しては、事業数は財政的支援がここ 3 年間 20 件程度でほぼ固定しつつあるように見える。保健・医療・福祉分野が全体の 9 割弱を占めている状況も変わらない。

市民協働事業評価アンケートからは、実施団体と行政との間に意識の食い違いがある例、年を経て意識のすり合わせができてきたかと思われる例、上手く役割分担ができて良い結果を出せた例等、それぞれの実態が見える。概して一年限りの事業では問題点は少なく、長期に渡る事業では様々な課題が指摘されているのは当然のことであろう。ただいくつかの事業で団体・行政の評価がまったく同じというのがあったのはかえって不自然さが感じられた。

○市制 40 周年事業について

市制 40 周年を迎えて各種記念行事が行われたことが平成 22 年度の特徴であった。

市が実施したものが 6 件、実行委員会が実施したものが 7 件、従来の協働事業や団体独自の事業に「市制 40 周年記念」の冠をつけたものが 160 件等、様々な事業が行われた。延べの参加者は 25 万人を越えた。

しばらく中断していた花火も復活した。式典と合わせて行われた記念コンサートは絵手紙の映像とそれに合わせた音楽の組み合わせがとても素晴らしく、音楽の街―狛江と絵手紙発祥の地―狛江のイメージが良く表現されていた。「多摩川屋形船コンサート」、「狛江の野菜 PR 事業」等の地域性の高いものや、市内在住の宮尾登美子さんの直筆原稿、創作資料等の展示という文化性の高いものもあった。

また、昨年同時に 40 周年を迎えた福生市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市と共同で「ふれあいイベントラリー」が行われ、5 市のマークを並べた楽しい封筒も使われて、交流に役立ったのではないだろうか。

予定していた事業の中には、3 月 11 日の東日本大震災の影響により中止されたものが 4 件あったのは残念なことだった。

【第二章 市民参加の評価】

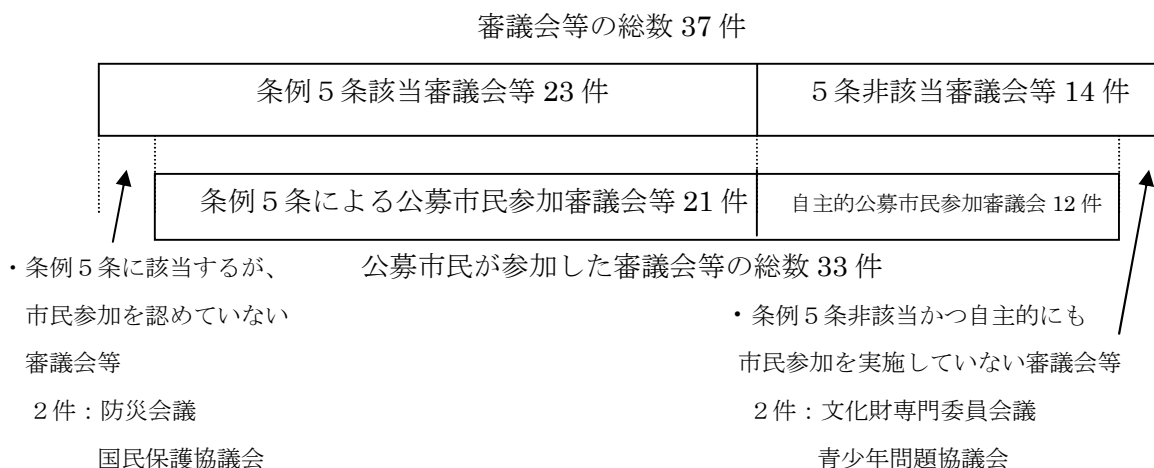
1. 平成 22 年度の市民参加の実施状況の評価

(1) 具体的市民参加手続き別の件数実績

基本条例は、その第 5 条において、市の実施機関が市民参加の手続きを実施しなければならない対象を具体的に規定している。平成 22 年度において審議会等の総数は 37（平成 21 年度 42）で、そのうち 5 条に該当する審議会等の数は 23（平成 21 年度 32）であった。

市民参加の手続きとしては、(i) 審議会等に市民委員を公募により選考する手続き（同条例第 9 条）、(ii) パブリックコメントの手続き（同条例第 13 条）、(iii) 公聴会の手続き（同条例第 16 条）、(iv) 説明会、フォーラム等の手続き（同条例第 20 条）を具体的に挙げている。その他、同条例第 6 条第 2 項では、市民から市の実施機関に市民参加の手続きの方法について提案することができると規定している。

平成 22 年度市民参加の実施状況調査によれば、審議会等 37 件（平成 21 年度 42 件）の内、上記 (i) の公募市民委員の設置を決めているものは 33 件（平成 21 年度 37 件）であった。人数の多寡を別にして、これら 33 審議会等全てに公募市民委員が存在している（平成 21 年度 35 件）。なお、審議会等 33 件の内、5 条該当審議会等は 21 件、5 条に該当はしないが、自主的に公募委員を設置しているのが 12 件であった。また、5 条に該当しているが、市民参加を認めていない審議会等は 2 件で、5 条に該当せず、かつ市民参加も認めていない審議会等は 2 件であった（下記図表参照）。



また 9 事業（平成 21 年度 9 事業）で市民参加の手続きが実施された。具体的には、上記 (ii) のパブリックコメントの手法で 3 件（平成 21 年度 6 件）、上記 (iv) の市民説明会が 5 件（平成 21 年度 4 件）、市民フォーラムが 1 件（平成 21 年度 2 件）で、その他の手続きが 3 件（平成 21 年度 3 件）であった。

市民参加手続きを行った 9 事業のうち 5 事業が 5 条の対象であった（平成 21 年度 6 事業）。

5条の対象とならない4事業は、市の実施機関が「自主的に市民参加を行っている」ものである。

(2) 審議会等における市民参加の評価

①全般的な評価

審議会等への市民参加については、基本条例第9条から第12条までの規定により、市民委員の公募等、委員の公表、会議の公開、諮問事案等の公表、会議録の作成と公表等が適切に行われたかが評価の対象となる。平成22年度市民参加の実施状況調査によれば、これらは概ね実施されていると言える。ただし、個別に見ると、次年度以降に向けての改善の余地も残されているが、これらの点については後述する。

②公募市民委員アンケートによる評価

政策室協働調整担当では、市民委員の側から審議会等における市民参加を評価した公募市民委員アンケートを行ってきており、平成22年度は4回目であった。

この回答結果を主な項目別に時系列でみると、平成19年度、平成20年度、平成21年度（カッコ内は基本計画策定市民分科会以外の審議会等の評価—下記注参照）、平成22年度の順に、

「審議内容が充実していた」：48%、60%、57%（58%）、**46%**

「審議の進め方は良かった」：65%、73%、60%（65%）、**64%**

「十分発言できた」：40%、47%、54%（56%）、**49%**

「意見を取り入れられた」：44%、57%、55%（59%）、**47%**

「会議がまとめた答申等の内容に満足できた」：60%、66%、56%（61%）、**48%**

「委員として参加して良かった」：81%、81%、85%（88%）、**82%**

「また応募すると思う」：45%、51%、51%（51%）、**46%**

となっている。通常は、年度を経るごとに運営の改善により満足度等は上がっていく傾向が見られてよい筈であるところ、残念ながら平成22年度は公募市民委員の審議会等に対する評価は、全般的に悪化した感がある。特に審議の内容、答申等の内容や、自分の意見が取り入れられない点の不満が感じられる。

また、平成21年度の特殊要因（下記注）であった基本計画策定市民分科会の評価を除いた審議会等の評価と比較すると、平成22年度は、全項目で評価が落ちていることが注目される。せめてもの救いは、委員として参加して良かったと評価していることが、比率は前年度を下回るが依然として82%と高いことである。ともあれ審議会等の運営のあり方について、もう一度検討してみる必要がある。

（注）平成21年度末に発表された狛江市総合基本計画は、総合基本計画審議会が答申した後に変更され、答申内容と異なる形で策定された。しかもその変更に関する説明がなかった。このような背景があったためか、平成21年度の公募市民委員アンケート回答数の約4分の1を基本計画策定市民分科会委員が占めていたこともあって、

同年度の評価が全体的に押し下げられていた。したがって他の年度との比較をする上で、この分科会の評価を除いてみるのが有用と判断されることからカッコ内に表示した。

(3) 基本条例第5条該当事業における市民参加の評価

平成22年度に審議会等以外で基本条例第5条該当事業として市民参加の手続きが取られたものは、次の表のとおり5事業であった。

該当事業の一覧表

市民参加手続き／ 事業名	パブリックコメント (意見提出者数)	市民説明会 (参加者数)	市民フォーラム	その他 (参加者数)
① 狛江市食育推進計画策定	意見なし。したがって 検討結果まとめを公表せず。	初日3名 2日目3名 意見2件		
② 保育計画策定		初日3名 2日目2名 意見あり		
③ 狛江市都市計画マスター プラン改定(注1)				初日7名 二日目32名 三日目30名 最終日4名
④ 狛江市一般廃棄物処理 基本計画策定 (注2)	4名(意見数9件、内 取り入れた意見3件)	初日2名 2日目1名 意見5件		
⑤ 狛江市教育振興基本 計画策定 (注3)	5名(意見数5件) 小学5・6年生199件 中学生全学年152件	初日3名 2日目4名		

(注1) 狛江市都市計画マスタープラン改定に関するオープンハウス

狛江市都市計画マスタープラン改定に関する情報提供(パワーポイント上映)・PR、意見聴取、アンケートを実施した。会場を開放、入場自由とし、都市計画等に関する基礎的な情報を提供し、広く意見を頂いた。また、オープンハウスを下記日程で開設した他、ホームページでの意見聴取を同時に行った。まずは改定に関する情報提供を行い、その上で市民からの意見聴取を行うことを目的とした。

2月6日:10時~16時 西河原公民館

2月7日・8日:9時~17時 市役所ロビー

2月9日：18時30分～21時 中央公民館

（なお、狛江市都市計画マスタープラン改定委員会は、平成22年度に都市計画マスタープランの検証、評価を行った。改定の方向性、スケジュール、都市計画等の現況と課題等を検討した。全委員数18人のうち、10人が公募市民委員で、平成23年度も委員会は継続し、改定の検討を行っている。）

（注2）狛江市一般廃棄物処理基本計画素案について、狛江市ごみ半減新聞（第39号）を利用し、素案概要を掲載、各戸配布し、パブリックコメントの周知を行った。

（注3）パブリックコメント実施時に、狛江市教育振興基本計画素案について、別途子供向けリーフレット（素案要約）を作成し、小中学校生徒に配布し、意見集約を行った（子どもの市民参加）。なお、意見内容、取り入れた意見等の結果報告がホームページに公表されていなかったもので、当審議会は、これらを公表するよう指摘を行った。

上記表の①から⑤までを見ると、基本条例第5条該当事業は、市民参加の人数が少なく、残念ながら活発でないものが多いといえる。ただし、「狛江市教育振興基本計画策定」のように、小中学生に資料を配布して意見を直接求める等の方策を取った場合は大半の生徒からの意見が集約されている。このような方策は手間等の問題もあり難しい面もあるが、今後の参考事例となるのではないかと。

また、「狛江都市計画マスタープラン改定」では、都市計画マスタープラン改定に関するオープンハウスを開き、マスタープラン改定に関する情報提供をパワーポイントで上映したり、PRに努め、意見聴取、アンケート実施等も行なわれた。これは会議室等（4日間）を開き、入場自由とし、狛江市の地図を置き、都市計画等に関する基礎的な情報を提供し、広く意見をいただくという企画であった。初日と最終日は参加者が一桁と少なかったが、なか二日は30名以上の参加者があり、かつホームページ上でも意見聴取を行い、都合10件の意見が寄せられた。参加者の数等から見て必ずしも成功例とは言えないかもしれないが、企画上の努力の跡がみられ、評価したい。このように試行錯誤しながらより良い方策を模索していく姿勢は大いに評価してよい。

平成21年度に狛江市第3次基本構想策定で行われた新聞折り込みによるパブリックコメントの手法は平成22年度では行われなかった。それ故に意見等の反応は活発でなかったのか、それともそもそも市民の関心が薄い事業であったのか推測は難しいが、いずれにせよパブリックコメントを求める事業である以上、もっと多くのコメントがあつてよいし、そうあるよう今後も適切な努力を続けることが肝要であろう。

なお、上記表の5事業の他、基本条例第5条の対象とならない4事業は、市の実施機関が「自主的に市民参加を行っている」もので行政の対応は前向きになってきていると評価できる。

(4) その他の事業における市民参加の評価

従来から行政により自主的に行われている市民参加手続きとしては、「市長への手紙」、「市長と語る会」及び当審議会の「参加と協働推進市民フォーラム」がある。「市長への手紙」は 367 件あり、「市長と語る会」は平成 22 年度は 3 回行われ、毎回 30 名以上 40 名弱の出席者があった。これらの件数、出席者数の評価は別として、市民参加と市民協働について市民と共に考えていく場として一定の役割を果たしていると言えよう。

2. 平成 22 年度の市民参加における課題

(1) 審議会等における市民参加の課題

主な課題と考えられるものについて、以下、項目別に整理する。

①市民委員の公募等について（基本条例第 9 条関係）

ア. 対象となる審議会等

公募市民委員を設置していない審議会等が平成 21 年度同様 4 件（注 1）存在する。法令に基づくものを除くとしても、狛江市条例に基づく狛江市防災会議や、狛江市文化財専門委員会について、真にやむを得ないものなのか、そのあり方等を再検討してみてもよいかもしれない。（注 2）

（注 1）公募市民委員を設置していない審議会等（4 件）とその根拠：

狛江市防災会議（防災会議条例 3 条）

狛江市国民保護協議会（武力攻撃事態における国民の保護のための措置法 40 条 4 項）

狛江市青少年問題協議会（地方青少年問題協議会法 3 条）

狛江市文化財専門委員会（狛江市文化財保護条例 3、4 条）

なお、通常の審議会等とは異なるが、給食のあり方検討委員会が臨時で設置され、緊急性があるとのことで公募市民委員はいなかったが、このような場合でも、市民が参加することが望まれる。

（注 2）例えば、狛江市文化財専門委員会は、狛江市文化財保護条例 3 条、4 条により専門的な知識が必要であるため公募市民委員を設置していないとしている。しかし公募の中から、市内在住で、歴史や文化に一定の見識がある市民を選考し、公募市民委員とする方法も考えられないか。またこのような公募市民が入れば、むしろ別の視点からの意見等も期待できるのではないか。

イ. 公募市民委員の人数

平成 21 年度は、公募はしているが、公募市民委員不在の審議会等が 2 件あったが、平成 22 年度は全ての審議会等に公募市民委員が存在しており、改善している。しかし公募市民委員 2 名以下の審議会等が平成 21 年度は 13 件に対し、平成 22 年度は 14 件（注 1）と増加している。審議会等での発言のし易さからは公募市民委員は 3 名以上

必要であることが望ましいと答申してきた。また、公募市民委員が過半数を占める審議会等の割合は、平成 21 年度は 23.8%であったが、平成 22 年度には 23.5%と微減しており、この割合が過半数を超えることが望まれる。(注 2) ともあれ委員の改選期における見直し、中途での補充等により、引き続き公募市民委員を増やす工夫が求められる。(注 3)

(注 1) 市民委員 2 名以下の審議会等 14 件：

狛江市長の資産等の公開に関する審査会、狛江市交通対策調整会議、狛江市生活安全対策協議会、狛江市特別職報酬等審議会、狛江市国民健康保険運営協議会、狛江市青少年問題協議会小委員会、狛江市青少年委員の会議、狛江市環境保全実施計画推進委員会、狛江市都市計画審議会、狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会、狛江市教育振興基本計画策定委員会、狛江市社会教育委員の会議、狛江市スポーツ振興審議会、狛江市立図書館協議会

(注 2) 前期基本計画の施策小項目「行政に対する市民参加の活発化」において「市内在住の委員が過半数を占める審議会等の割合を、平成 21 年度の 23.8%から平成 26 年度までに 80%とする」という目標が掲げられているが、23.8%は公募市民委員が過半数を占める審議会等の割合を示しており、市内在住の委員が過半数を占める審議会等の割合は、64.3%の間違いであった。この市内在住の委員が過半数を占める審議会等の割合は、平成 22 年度は 64.7%となり、若干増加している。

(注 3) 平成 21 年度の評価の際にも指摘したことであるが、狛江市国民健康保険運営協議会は、応募に狛江市の国民健康保険の被保険者であることを条件としている。これに対し、市内在住の市民であれば、他の公的医療保険制度の加入者であっても一定の利害関係を有すると言えるので、選考を通じて公募市民委員とする途（狛江市の国民健康保険の被保険者を優先するにしても）は考えられないか。そうすることで公募市民委員の増加が期待できるのではないか。

さらに基本条例第 9 条は男女比率、委員の任期数、他の審議会等との兼職状況等にも配慮するよう求めている。上記に見るとおり、人数的に十分な公募市民の参加を得ていない審議会等が多い中で、これらの条件まで配慮する余裕がないのが実情と思われるが（例えば、女性の公募市民委員比率が平成 21 年度 39%から平成 22 年度 36%に低下）、まだまだ条例 9 条実現に向けて一層の努力が望まれる。

ところで、公募に限定すると、現実の問題として、市民委員の人数に限界が生じることが予想される。そこで、基本計画策定市民分科会における市民委員のケースのような無作為抽出方式を採用ないし併用することが考えられる。積極的な応募を待たず

に募集する方法とも言える。この方式を恒常的に採用することも含めて基本条例等の整備をする時機に来ていると思われる。

また、公募市民委員の応募を求めるに当たって、その選定過程の透明性を高める観点ばかりでなく、市民の参加意欲を高めるためにも過去の応募者数や、市民委員に採用しなかった理由等も開示することを検討すべきであろう。

②審議会等の公開について（基本条例第 10 条関係）

審議会等 34 件のうち、91%の 31 件が公開されていて評価できる。しかし審議会等の開催予定が公表されたものが 71%の 24 件となっている。そもそも開催予定が公表されていなくては会議等が公開されても意味をなさない。このような矛盾が起こらないよう少なくとも市ホームページに早く開催予定を公表する等の手続きが望まれる。

③諮問等事案の公表について（基本条例第 11 条関係）

基本条例第 11 条では諮問事項と会議の予定を公表（除：非公開の会議、緊急の会議開催）することとなっている。平成 22 年度は諮問等の事案が 34 件（平成 21 年度 38 件）あったが、公表されたのは 16 件（平成 21 年度 25 件）47%（平成 21 年度 66%）で、平成 21 年度より大幅に低下している。種々の理由があったかもしれないが、公表が 50%を切るというのはいかにも異常であり、この点については改善が強く望まれる。

④会議録の作成と公表について（基本条例第 12 条関係）

審議会等においてどのような議論がなされたかを市民が知るという観点から、会議録の作成と公表は重要である。現状の課題としては、公表の時期と内容が挙げられる。基本条例の施行に伴い策定された「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」によれば、審議会等の開催後、原則として 4 週間以内にその結果を公表することとなっているが、平成 22 年度の実績では 32 件のうち、34%の 11 件（平成 21 年度は 39 件のうち 28%の 11 件）が 4 週間以降になっていて、この点は悪化している。会議録の作成においては、発言のテープ起しをした後、各委員への記録内容の確認と、市役所内で所要の種々の手続きを経ると、必然的に相当の期間を要することはよく理解できる。しかし会議録は日が経過すると情報の価値が下がることから、遅くとも 4 週間以内に公表できるよう一層の努力が望まれる。なお、公表自体は 94%されている。

また、公表される会議録は、詳細であれば審議の様子がよく伝わるが、長文で審議の要点及び結論が判り難くなる点是否めない。一方、要旨だけでは詳細な点が判らなくなる可能性がある。市民の立場からは、審議会等の要旨と詳細の両方が用意され、かつ要旨だけでも速やかに知りたいというニーズもあると考えられるが、市職員の負担も十分考慮に入れる必要があり、どのような対応が望ましいか、むしろ個別の審議会等でどの程度の会議録にするか、その都度決める等の方法も含め適切な対応が望まれよう。

なお、当審議会では事務方の了解を得て、平成 22 年度からできるだけ迅速に会議録要旨をホームページに公表し、追って詳細なものも公表するやり方を採用している。

⑤市民委員から見た審議会等について

上記 1. (2) ②の推移で見たとおり、市民委員の審議会等に対する評価は、「審議の進め方が良かった」という項目を除いて「審議内容が充実していた」、「十分発言ができた」、「自身の意見が取り入れられた」、「答申内容に満足できた」、「会議に参加して良かった」、「今後も市民委員に応募する」、「友人等に市民参加を勧める」等の全ての項目で平成 21 年度に比し、悪化している。これらの項目は平成 21 年度までは基本的に毎年改善してきたが、平成 22 年度は転換期に来ているように見える。

また「応募当初考えていた内容と違っていた」が 21%、「審議の内容が難しかった」が 15%、「市事務局から会議の審議内容等につき事前レクチャーがなかった」が 55%等となっており、審議会等の運営については、審議内容等に対する募集時の説明の充実、初めて参加する委員への事前の情報提供、内容が難しいと感じる委員へのフォロー等、無作為抽出方式を導入していくならなおさら、市民委員に配慮した工夫を行うことが望まれる。

(2) 基本条例第 5 条該当事業における市民参加の課題

市民参加で最も重要なことは、十分で、かつ正確な情報が、タイミングよく提供されているか、ということである。この情報が不十分だと、市民参加は当然不活発となるであろうし、建設的意見も所詮出難くなるであろう。

上記 1. (3) の表に見るとおり、市民参加の人数は多いとは言えない。市民参加の手続きが義務付けられている事業に市民参加が少ないということはやはり好ましいとは言えない。また意見の数も十分多いとも言えない。そもそも市民の関心が低いためかもしれないし、或いはそもそも問題意識がないためかもしれない。いずれにせよ、上記表を見る限り、パブリックコメント等の市民参加の方法が市民に定着しきれていないという可能性が大きいと言えよう。

パブリックコメントは 3 件であったが、平成 22 年度中の審議会等への諮問が 34 件あり、これに対する答申が何件あったか定かではないが、少なくとも 34 件に比較的近い答申が行われたものと推測できることから、果たしてそれらの答申のうち、パブリックコメント 3 件ということが妥当であったか、このような観点からの評価も今後必要かもしれない。

なお、パブリックコメント 3 件のうち、上記 1. (3) で述べたとおり、狛江市教育振興基本計画策定の場合は、直接小中学生に子供向けリーフレットを配布したりしたこともあって相当の意見が提出されたが、その他の事業では意見の数は少ないと言える。コメントの提出期間が条例では 2 週間以上となっているが、国の基準の 1 ヶ月にする等、基本条例の見直しを検討する必要があるだろう。

また、上記 1. (1) (iii) の公聴会は昨年度も 0 件で、これで平成 15 年以降、過去に「ゴミの有料化」に関する公聴会のための 1 件（平成 15 年 7 月）となっている。この点も果たして妥当であるのか、一度検証してみることが必要であろう。

市民参加の手続きの対象となる基本条例第 5 条該当事業は、今後増加していくと予想さ

れることから、引き続きスケジュールの周知の徹底、その他の準備の手法の向上等を通じて、課題・問題に対する市民の認識を高めていくことが必要である。その方策の一環として、参加の見込みと費用（予算措置の要否を含む。）を勘案しつつ、平成 21 年度に狛江市第 3 次基本構想策定で行ったパブリックコメントにおける新聞折り込みの手法や、行政サイドの事務負担が過度にならない範囲で、過去 1 年の条例 5 条該当案件の市民参加の方法実績の公表と今後 1 年間の市民参加予定リストを予め公表する手続きを取り入れる等、試行錯誤を繰り返しながらも一層の努力と工夫を積み重ねていくことが求められる。また、市民参加の基本的な前提である情報を提供する道を更に高めるために、情報を有している市議会にも市民への情報提供の協力を仰ぐ局面に差し掛かっているかもしれない。

（３）その他の事業における市民参加の課題

市民参加の視野を広げ、市民と行政との関わりを目に見える信頼関係にすべく、一層の努力と工夫が期待される。例えば、上記 2.（１）（注 1）に述べたとおり、給食のあり方検討委員会等にも市民参加が望まれよう。

【第三章 市民協働の評価】

1. 平成 22 年度の市民協働の実施状況と評価

(1) 市民協働についての全体的評価

平成 22 年度に行われた市民協働事業について、①財政的支援、②参入の機会提供、③共催・後援、④意見交換・情報交換の 4 分野に分けて評価を行った。

市民協働事業の件数は、平成 21 年度と比較して③の分野で 13 件増加したが、①②④は前年度と殆ど変わらない。全体で 11 件増加しているが、内容的には特に大きな変化は見られない。総数は平成 15 年度以降、ピークは平成 20 年度の 236 件となっている。前期基本計画の施策小項目「行政と市民活動団体や事業所との協働の促進」において、「市民協働事業件数（財政的支援＋参入の機会提供の件数）を、平成 26 年度までに 90 件とする。」という目標が掲げられているが、平成 22 年度は 57 件であり、平成 20 年度と比べると 3 件、平成 21 年度と比べると 2 件減少している。

表 1 市民協働事業件数

	20 年度	21 年度	22 年度
①財政的支援	22 件	20 件	21 件
②参入の機会提供	38 件	39 件	36 件
③共催・後援	174 件	158 件	171 件
④意見交換・情報交換	2 件	2 件	2 件
計	236 件	219 件	230 件

①財政的支援

(i) 財政的支援の総数は 21 件で、「補助金事業」の 1 件が増加した。3 年間の推移を見てもほぼ 20 件前後で固定しつつある。

(ii) 補助金事業 1 件増加の内訳は、新規事業「避難所運営協議会補助金」である。

表 2 補助金事業件数

	20 年度	21 年度	22 年度
補助金	22 件	20 件	21 件

事業分野ごとの交付額としては、個別の件数や交付額に変動はあるものの、保健・医療・福祉分野が全体の 9 割弱を占めている状況は変わらない。交付総額としては前年度と比べて 880,627 円減少した。保健・医療・福祉分野での 1,578,325 円の減少と、まちづくり分

野での 693,764 円の増加が大きな変化であった。事業総額に対する交付額の割合が高い順に分野を示すと「災害救援」、「国際交流」、「保健・医療・福祉」となっている。

表 3 事業分野別件数と交付額

	21 年度		22 年度		前年度差額
	件数	交付額（円）	件数	交付額（円）	
保健・医療・福祉	5	68,846,908	5	67,268,583	-1,578,325
まちづくり	3	2,911,074	3	3,604,838	693,764
学術・文化・芸術・スポーツ	3	719,847	3	719,387	-460
環境保全	1	270,000	1	270,000	0
災害救援	3	1,823,000	4	1,853,000	30,000
地域安全	4	2,506,386	4	2,480,780	-25,606
国際交流	1	380,000	1	380,000	0
計	20	77,457,215	21	76,576,588	-880,627

交付団体数の減少傾向は止まったように見受けられるが、新たな参入方法の検討も含めて従来の手法の見直しを行うことも必要であろう。

表 4 交付団体数

	20 年度	21 年度	22 年度
補助金	124	104	107

②参入の機会提供

参入の機会提供の総数はこのところ横ばいであるが、平成 22 年度は委託事業が 4 件減少し、下降気味である。

表 5 事業件数

	20 年度	21 年度	22 年度
委託	29	29	25
協定	8	9	10
その他	1	1	1
計	38	39	36

参入団体数は委託事業で2団体減少（介護支援課の食生活支援事業と社会教育課の子ども科学体験事業実施委託を廃止）、協定事業で2団体増加した（介護支援課のおトイレ安心ネットワーク事業、環境管理課の花いっぱいエリア創設事業、市民協働事業提案制度を利用した事業、アドプト制度で計4団体増。市民協働事業提案制度を利用した事業で2団体減。）。このため団体数は前年と同数となった。

狛江市立古民家園指定管理業務は、従来どおりその他事業として計上する。だが、指定管理は全てが協働ではなく、相手が市民団体でその主体性が活かされている事業等、各々の事業内容を見て、協働であるかどうかを決めていく必要がある。

分野別の事業件数と支出額については、「まちづくり」、「学術・文化・芸術・スポーツ」の分野で、件数・金額ともに大きい割合を占めている状況は変わらないが、支出総額としては約250万円減額となり前年度比97.4%となっている。

表6 参入団体数

	20年度	21年度	22年度
委託	31	36	34
協定	25	23	25
その他	1	1	1
計	57	60	60

③共催・後援

共催・後援の総数は171件で、前年度と比べて13件増加した。そのうち共催事業は11件増加し、1.5倍になった。事業形態別では講座や教室の増加が目立った。

表7 共催・後援件数

	20年度	21年度	22年度
共催	23	21	32
後援	151	137	139
計	174	158	171

④意見交換・情報交換

意見交換・情報交換の総数は懇談会における2件で、3年連続で同数であり低調であった。

表 8 意見交換・情報交換件数

	20 年度	21 年度	22 年度
意見交換会	0 件	0 件	0 件
ワークショップ	0 件	0 件	0 件
シンポジウム	0 件	0 件	0 件
懇談会	2 件	2 件	2 件
その他	0 件	0 件	0 件
計	2 件	2 件	2 件

(2) 提案制度による市民協働事業

市民参加手続き並びに市民協働事業の提案制度は平成 19 年度に開始され、平成 20 年度には平成 19 年度における市民協働事業の公募と審査の結果を受けて、狛江地域ねこの会と健康支援課の協働事業がスタートし、平成 21 年度・22 年度と継続して行われ、更に平成 22 年度の公募と審査によって、平成 23 年度も継続されている。本事業は本来継続的事業であり、単年度ごとの提案制度に馴染まないため、平成 23 年度において恒常的事業へ転換する検討を協働事業に盛り込むこととした。

同じく平成 21 年度の公募と審査によって、和泉本町一丁目町会と清掃課の協働事業が平成 22 年度に行われ、その成果が報告された。一つの町会がこれほどゴミ問題に取り組んだ例は非常に貴重である。需給安定のためには、他区市との連携やバイオディーゼルとしての使用以外の食用廃油の活用も検討する必要があると考える。

これらの提案事業の広がり、行政における事業再編成への市民サイドからの働きかけとも言える側面を持っており、今後の事業の進展、恒常的事業への展開が期待される。

平成 22 年度実施された 2 事業は、それぞれ行政担当部署と提案団体の協働により一定の成果が上がっており、今後の定着化と拡大が望まれる。

2. 市民協働事業評価アンケートの実施について

(1) アンケートの概要

本アンケートは、協働事業を実施する行政及び市民公益活動団体がそれぞれ自己評価を行い、相互理解を深め、より対等な関係を構築、維持し、双方の協働能力の向上を図り、併せて市民協働事業の進捗状況の評価に資するために行っている。

平成 22 年度の事業については、12 課に対して 12 事業にアンケートを実施した。対象事業としては、市民協働事業提案制度を利用した事業、行政から協力団体を募集して行った事業、市の支出が多額な事業を中心に、市民公益活動団体との補助金事業、協定事業、委

託事業、共催事業とした。アンケートは、市民公益活動団体の事業担当者と行政の所管課の事業担当者双方に、事業実施前・実施中・実施後・事業全体の4項目について10の質問を設定し、4段階で自己評価してもらった。また、市民公益活動団体と行政がそれぞれのアンケート結果を公表して意見交換を行う場を設け、問題点や課題を検証し、今後の改善へ繋げて行くこととした。

(2) アンケートの結果と今後の課題

アンケート対象の12事業の内訳は、補助金事業2、協定事業5、委託事業3、共催事業2件である。ここでは、4段階評価のうち、「1. まったくできなかった」、「2. 良くできなかった」をマイナス、「3. 良くできた」、「4. 大変良くできた」をプラスとして分析した。(別表1参照)

アンケート結果を見ると、団体は「2. メリットの共有」及び「10. 市民への効果」、行政は「8. 協働手法の成果」で評価が一番高かった。一方で団体・行政ともに、事業実施後の「9. 話し合いの機会」で評価が一番低かった。全体としては、団体側の評価と行政側の評価との相違点はあまりなかった。

2つの事業については評価が全く同じであった。市民公益団体の自主性を活かしながら実施していく市民協働事業の特性を考えると、両者の評価が一致して高いことが必ずしも望ましいとは言えないのではないかと。団体へのアンケートの配布と回収は担当課を通して行っており、これは方法上に問題がある可能性がある。違うから議論が可能になる、違ってよいという意識が行政側に伝わるとよい。評価に対してコメントがない団体・行政も見受けられ、これも方法上の問題が考えられる。

個別には「とんぼの会」のように年間を通して行っている事業より、「小菅村 DAY キャンプ」、「少年少女綱引き大会」等のような単発的な事業の方が、評価が高い傾向にあった。

団体と行政の意識の相違が目立つのが「日本語教室」である。団体は学習の場と捉えているのに対し、行政は国際交流の場と捉えているようである。受講者のニーズも考え、事業前に事業目標についての話し合いが必要と考える。

昨年度の評価と比べて、団体・行政ともに改善が見られるのが「地域ねこ活動(猫の飼育ガイドラインの活用と普及)」である。年々協働を進めていく中で、歩み寄りができてきたのではないかとと思われる。

上手く役割分担ができて良い結果を出せたのは、「こちよい社会と生き方を考えるシンポジウム」である。お互いにズレを感じながらも、それぞれが共有する部分でお互いの良さを出すことで上手く実施された一例であると考えられる。

今後とも団体と行政それぞれが無理のない範囲で、様々な工夫をしながらアンケートを活用するよう期待する。このアンケート結果は、直接対象となった12事業の改善についてのみならず、すべての協働事業の改善について参考になると思われる。したがってアンケート対象外の事業担当者や市民活動団体も是非活用してほしい。

3. 平成 22 年度の市民協働における課題

協働事業の総件数は 230 件で 11 件増加し、前年度比 105%となっている。しかし、多くは共催・後援事業の増加であり、逆に参入の機会提供は減少している。これらの中で、新規事業は、財政的支援が 1 事業、参入の機会提供が 3 事業で、それ以外は継続事業であり、新規事業の占める割合は僅かである。継続事業はそれだけ定着化していると見られるが、新しい事業参入の拡大のためには、以下のような項目について検討が必要である。

①市による市民活動場所の提供・確保の問題（基本条例第 25 条関係）

②協働提案事業については、市民団体からの自由テーマによる提案だけでは案件が伸びない。行政からのテーマ提示等も考えられないか。（基本条例第 27 条第 2 項関係）

従来行政が単独で行っている事業であっても、市民活動団体に参入の機会を提供することで、市民にとってより一層良いサービスが提供されるものも多いと思われる。その積極的な発掘が望まれる。

③協働提案事業や新しい風補助金において、申請手続きのハードルが高いのではないか。

④市民公益活動団体登録制について、現状よりも参入しやすい形式は考えられないか。

（基本条例第 28 条関係）

⑤新しい風補助金については、平成 22 年度は 12 件の申請があったが、平成 23 年度は 7 件であった。新規申請が 1 団体に止まり、応募団体が一定の力をつけてきたものに限定される傾向にある。立ち上がり初期の小さな団体が多数参入し易くするように、選考の基準や申請事務等の仕組みを検討する必要がある。（基本条例第 24 条関係）

別表1 平成22年度市民協働事業評価アンケート集計表

	事業名	部署	平均	マイナ スポイ ント数	事業実施前			事業実施中			事業実施後			総合評価
					1.具体 目標の 共有	2.リット の共有	3.事前 役割分 担明確	4.適切な 遂行	5.意見 情報交 換	6.問題 対応	7.達成 感の共 有	8.協働 手法の 成果	9.話し合 いの機 会	
1	防火防災協会補助	安心安全課	3.00	0	3	3	3	3	3		3	3	3	3
2	おトイレ安心ネットワー ク事業(協定)	防火防災協会 介護支援課 むつみ会	3.00 3.60 3.70	0 1 0	3 4 4	3 3 4	3 4 4	3 4 4	3 4 4		3 4 3	3 4 3	3 2 3	3 4 4
3	公園等の住民参加によ る管理に関する協定	環境管理課 とんぼの会	3.00 2.50	2 5	3 3	4 3	3 2	3 2	3 2	2	3 3	4 3	2 2	3 3
4	*猫の飼育ガイドライ ンの活用と普及(協定)	健康支援課 地域ねこの会	2.90 3.30	1 0	3 3	3 4	3 3	3 3	3 4	3	3 3	3 3	3 3	3 4
5	国際交流事業 日本語 教室(委託)	公民館 日本語教室運営委員会	3.20 4.00	0 0	3 4	3 4	4 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	4 4
6	小菅村DAYキャンプ (委託)	児童青少年課 青少年第四育成委員会	4.00 4.00	0 0	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
7	第12回青少年少女綱引 き大会(委託)	社会教育課 青少年少女綱引き実行委員会	3.40 3.70	0 0	3 3	3 4	3 3	4 3	3 4	4 4	3 4	4 4	3 4	4 4
8	こちよい社会と生き方を考 えるシンポジウム(共催)	政策室 国際ソロプチミスト東京-狛江	3.40 3.30	1 1	3 3	4 3	3 3	3 3	4 4	3 4	4 4	4 4	2 2	4 3
9	※食用廃油のバイオディー ゼル化調査研究と計画策定 (協定)	清掃課 和泉本町一丁目町会	2.90 3.10	2 0	2 3	3 3	3 3	3 3	2 3	3 3	3 3	4 4	3 3	3 3
10	岩戸地域センター自主 運営協定	地域活性化課 運営協議会	3.70 3.50	0 0	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	3 3	3 3	4 3	3 3	4 4
11	協働まちづくり関係費 (補助)	都市整備課 多摩川住宅【街づくり(地区計画)準備会】	2.80 2.90	3 2	4 4	3 3	3 2	3 2	3 2	2 3	2 3	3 3	2 3	3 3
12	成年後見相談会(共 催)	福祉サービス支援室 社会福祉協議会	3.60 3.70	1 1	3 3	3 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	2 2	4 4
		平均点	3.34		3.33	3.46	3.33	3.29	3.42	3.27	3.33	3.58	2.83	3.58
		平均点順位												
	マイナスポイント数	行政 団体		11 9	1 0	0 0	0 2	1 2	1 1	2 1	1 0	0 0	5 3	0 0
	平均点	行政 団体	3.29 3.39		3.25 3.42	3.33 3.58	3.42 3.25	3.33 3.25	3.33 3.50	3.18 3.36	3.17 3.50	3.67 3.50	2.67 3.00	3.58 3.58

* 協働提案事業

【第四章 市民参加と市民協働の推進に係る今後の課題】

平成 22 年度における市民参加と市民協働に関するそれぞれの課題は、第二章 2、第三章 3 において詳しく整理した。平成 22 年度は市民参加も市民協働も共に停滞気味で、これまでの努力とその蓄積が一定の限界に達したかに見える。次のステップに向けた努力が期待されるが、そのための課題は昨年度に指摘した 4 項目に、ほぼ尽くされていると思われる。改めて下記に 4 項目を掲げておく。

1. 市民参加の課題—審議会等における市民参加の促進
2. 市民協働の課題—行政と市民団体の対話と相互理解の促進
3. 市民参加と市民協働に共通の課題①—市民に親しみやすい情報発信と広報の重要性
4. 市民参加と市民協働に共通の課題②—総合基本計画の実現

以上の 4 項目を一層の努力によって着実に実現していくことが、まず何よりも重要であるが、それを踏まえた上で、さらに以下の点を提案しておきたい。①②③は市民参加に関するもの、④⑤は市民協働に関するもの、⑥は参加と協働の双方に関するものであるが、①～⑤も双方にとってヒントとなることが多いので、参考にしてほしい。

① 市民参加の年間実施予定の作成・公表

審議会等への公募市民委員の参加に較べると、パブリックコメントを初めとする他の参加手法の活用は不活発であり、場当りのともいえる。担当各部署においては、年度初めに積極的に市民参加を促進する姿勢で参加手続きの年間計画を検討し、市民委員の公募を含めた市民参加の予定を公表すべきである。その上で、すべての審議会等において、年度の初回審議会等で審議内容に関する市民参加の実施方針について検討し、それぞれに採るべき手法やその時期、実施にあたっての工夫等を話し合い、具体的に決まったことから、順次、公表していくべきである。そのことによって、担当部署は十分な準備と体制によって効果的な参加手法を採ることができ、また参加する市民も心の準備ができ、学習への取り組みもすることができる。このような年間計画を検討することで、各現場での様々な創意工夫や試行錯誤が行われ、それらの積み重ねが共有され、その中から自ずとボトムアップ型の実施要領も生まれ、市役所全体が市民参加を受け入れる体質、いわば市民参加の文化が生まれてくると思われる。

② 市民参加に関する事前告知と事後公表の早期化

前項とも関係するが、市民参加に関する事前告知は、より多くの参加を募る意味からも早めに行うことが重要である。告知までには内容の確定が必要なので一定の時間を要することは理解できるが、参加を効果的に進めるには告知は早いほど良い。また事後の公表も早く行うことが重要である。遅くなると効果は薄れる。特に事後の公表については、市民

参加で決定した事柄をどのように行政に反映したか、あるいはしようとしているかの記述が重要である。現状では事前告知も事後公表も遅れ気味、あるいはなされない場合もあり、それが市民参加の停滞を招いている一つの要因とも思われる。事前告知と事後公表の早期化への一層の努力、そのための工夫が望まれる。

③ 市民参加による事業等の事後評価の推進

多くの審議会等で市民参加による事業計画等が作成されているが、その実施後の評価に関しては必ずしも十分には行われていない。基本構想や基本計画の追跡的な事後評価はもとより、各種の事業計画等で、その後の動きを市民参加によって評価し、必要に応じて軌道修正を行っていく等、行政運営において活発な市民参加の循環が行われることが重要である。

④ 既存業務の抜本的な見直しによる参入の機会提供の拡充

市民協働も一定水準で停滞し、活発化していない。特に行政との関連で重要になるのが、参入の機会提供である。従来、行政が単独で行ってきた事業であっても、市民公益団体の参入の機会提供によって一層効果的に実施できることも多いはずである。そのことが市民にとって親しみやすいサービスに繋がることもあろう。各部署においては、既存の業務を抜本的に見直し、参入の機会提供を積極的に行っていくべき事項を抽出し、実行に移していくことが重要である。そのために必要なら、行政側から市民に向けて協働を提案する仕組みも工夫すべきである。これは特に条例に定めなくても出来ることではあるが、必要なら一定の手続きを条例化することも考えられよう。

⑤ 協働における実施前・実施段階・実施後の行政と団体の対話の重要性

協働事業に関するアンケートでは、行政と団体双方ともに、実施前や実施段階や実施後における話し合いの点で不満が大きい。十分なコミュニケーションがとれていないのではないかと思われる。この対話の積み重ねこそが、協働の実質をより良いものにする。そのことにより、必要に応じて事業の進め方の軌道修正も可能になる。次年度からの協働の進め方の改善にも繋がってくるであろう。弛まざる忌憚のない対話の努力をしてほしい。

⑥ 分かり易い参加や協働の仕組みへの工夫

参加や協働の仕組みが発展するにつれ、その仕組みは複雑になり、一般市民にとって分かり難く、親しみの持ち難いものとなってきた。同じことは、行政職員にとっても言えるのではないか。別途、条例改正の検討でも行われていることであるが、条例制定事項以外にも、いかに仕組みを分かり易く再整理して表現し、その内容を平易に伝えるか、今後の一層の工夫が望まれる。